

V 建物以外の 路外駐車場

1 出入口

▶ 整備基準抜粋

- 1以上の出入口は、次に定める構造とすること。
ア 幅は、内法を80センチメートル以上とすること。
イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

▶ 目標となる基準抜粋

- 1以上の出入口は、第1の1の項(2)ア及びウに定める構造とすること。

V 建物以外の 路外駐車場

2 車いす使用者用駐車場

▶ 整備基準抜粋

- (1) 車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。
(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。
ア 車いす使用者用駐車施設は、1の項に定める構造の出入口から、当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（3の項に定める構造の駐車場内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
イ 第1の6の項(2)のイ及びウに定める構造とすること。

▶ 目標となる基準抜粋

- (1) 車いす使用者用駐車施設の数、第1の7の項(1)に定める数とすること。
(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。
ア 車いす使用者用駐車施設は、1の項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（3の項に定める構造の駐車場内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。
イ 同上

▶ 解説

建築物の駐車場の項参照

V 建物以外の 路外駐車場

3 駐車場内の通路

▶ 整備基準抜粋

- 1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る1以上の駐車場内の通路は、次に定める構造とすること。
ア 当該通路上に階段又は段を設けないこと。ただし、傾斜路又は第1の1の項(2)のイに定める特殊な構造又は使用形態の昇降機を併設する場合には、この限りでない。
イ 第1の1の項(2)のキに定める構造とすること。

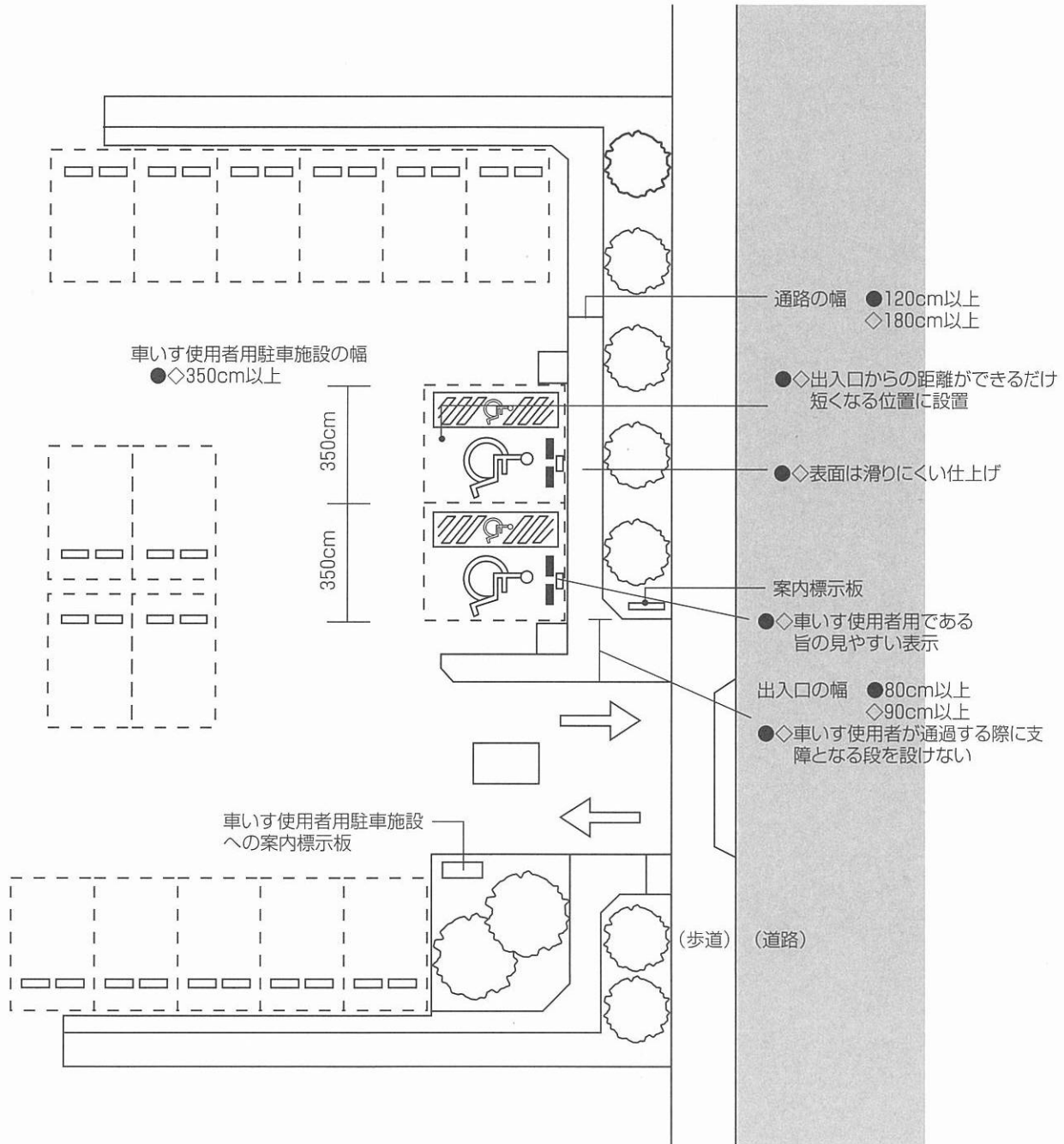
▶ 目標となる基準抜粋

- 1の項に定める構造の出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、第1の6の項(1)に定める構造とすること。

▶解説

・ 駐車場内の通路は、建築物の整備基準における利用円滑化経路と同程度の通路を求めている。

駐車場の整備例



V 建物以外の路外駐車場